

## ○八頭町立保育所園庭開放事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八頭町が子育て支援の一環として行う町立保育所における園庭開放事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 八頭町立保育所園庭開放事業（以下「本事業」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育所における保育に支障のない範囲で行う児童及びその保護者への遊び場の提供
- (2) その他町長が必要と認めるもの

### (実施施設等)

第3条 本事業は、次に掲げる施設において行うものとする。

名称	位置
郡家東保育所	八頭郡八頭町稲荷 167 番地
船岡保育所	八頭郡八頭町坂田 30 番地
八東保育所	八頭郡八頭町安井宿 1346 番地

2 本事業において利用できる施設は、原則として園庭に限るものとする。ただし、前条に掲げる事業内容の実施に伴って特に必要がある場合は、この限りではない。

### (実施日及び実施時間)

第4条 本事業の実施日は、土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）までを除く。）とする。ただし、実施施設に特別な事情があるときは、この限りではない。

2 本事業の実施時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、実施施設に特別な事情があるときは、この限りではない。

### (利用対象者)

第5条 本事業の利用対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童及びその保護者
- (2) その他町長又は実施施設の管理者が相当と認める者

2 本事業を利用しようとする児童は、その保護者と同伴のうえ利用しなければならない。

### (利用の手続き等)

第6条 本事業を利用しようとする者は、八頭町立保育所園庭開放事業利用申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (利用における遵守事項)

第7条 本事業の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事故及び器物破損等の防止に注意を払い、保護者の責任のもと施設や器具を使用すること。
- (2) 児童には必ず保護者が付き添うとともに、保護者の見守りのもと児童に遊具、器具等を使用させること。
- (3) 実施時間の範囲内で利用すること。
- (4) 利用を許可された場所以外に立ち入らないこと。

- (5) 利用を許可された器具以外は使用しないこと。
  - (6) 敷地内での喫食、飲酒、喫煙、火気使用を行わないこと。
  - (7) 施設内に車両を乗り入れないこと。
  - (8) 敷地内に動物を立ち入らせないこと。
  - (9) 利用後は使用した器具を整頓し、ごみを持ち帰ること。
  - (10) 利用者の所有品は保護者が責任をもって管理すること。
  - (11) その他町長又は実施施設の管理者が特に指示したことに従うこと。
- 2 町長及び実施施設の管理者は、前項に掲げる事項を遵守しない利用者に対して、本事業の利用の禁止を命じることができる。

(利用時の事故)

第8条 本事業の利用に伴って発生した事故については、利用者が一切の責任を負うものとする。ただし、町の責に帰すべき事由により発生したものについては、この限りではない。

(利用者の賠償責任)

第9条 本事業の利用に伴って利用者が故意又は過失により施設等を破損し、又は亡失したときは、利用者はそれによって生じた損害の賠償の責めを負うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

#### 様式第1号(第6条関係)

八頭町立保育所園庭開放事業利用申込書

八頭町立保育所園庭開放事業利用申込書

[別紙参照]